世田谷区告示第７６０号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和８年１１月５日

世田谷区長　保　坂　展　人

１	指定取消番号	第２１１号
２	指定取消年月日	令和８年１１月４日
３	指定取消する道路の種別	道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路
４	道路の区域	世田谷区野沢一丁目５５番２の一部から野沢二丁目９２番６１まで
５	道路の幅員	７．９７メートルから８．０９メートルまで
６	道路の延長	９．４８メートル

（案内図）

指定取消　第211号

世田谷区野沢一丁目55番2の一部から野沢二丁目92番61まで
（住居表示）世田谷区野沢二丁目16番

幅　員　　7．97～8．09メートル

延　長　　9．48メートル

■　　指定の取消しをした位置

